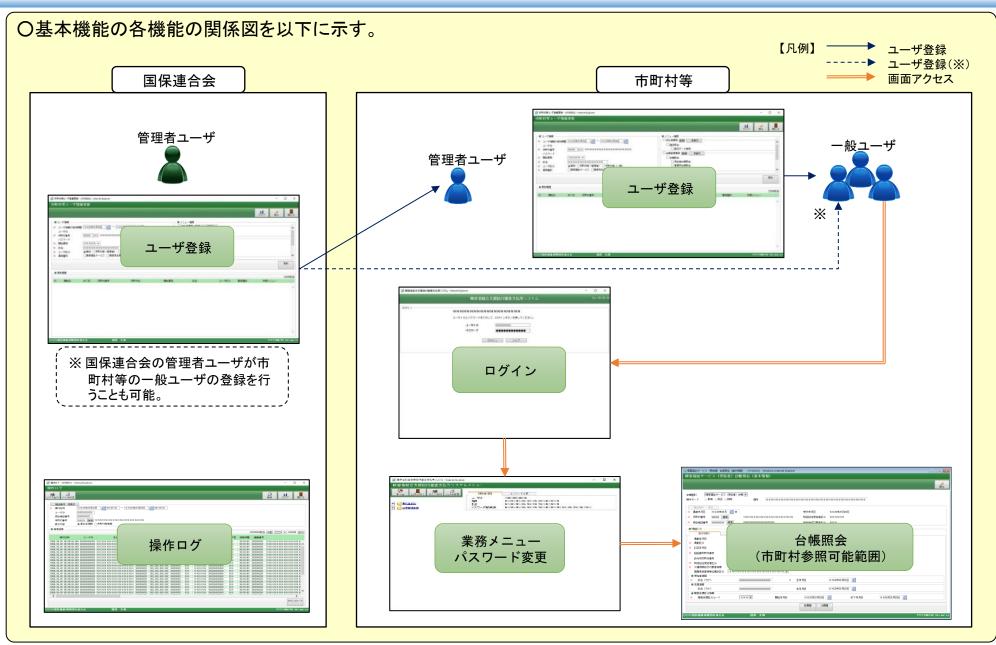
台帳情報等参照機能(障害者総合支援市町村等支援システム)について

令和2年3月30日 公益社団法人国民健康保険中央会

(1)基本機能の概要

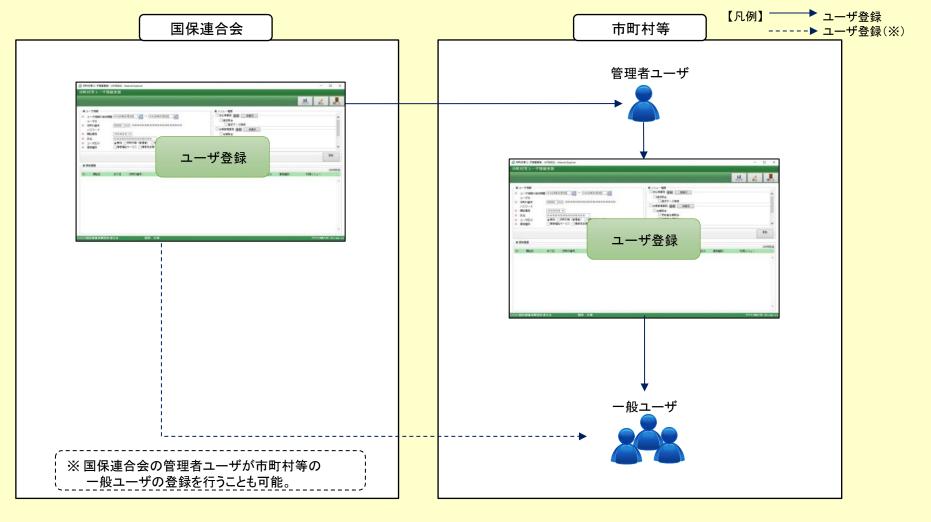
〇基本機能の概要は以下のとおり。

No	提供機能	機能概要
1	市町村等ユーザ登録機能	①管理者ユーザが、市町村等の管理者ユーザ、一般ユーザを登録/管理可能にする。 ②市町村等のユーザごとに台帳情報等の参照可能範囲を限定可能にする。 ③市町村等のユーザごとに参照可能な業務メニューを登録可能にする。 ④市町村等のユーザIDを自動で採番可能にする。
2	権限情報登録機能	①初回導入時に以下の市町村等向けの権限情報を登録する。 ・市町村等(管理者) ・市町村等(一般)
3	掲示板情報登録機能	①市町村等が参照できる掲示板への情報を国保連合会にて登録する。 ②市町村等は掲示板に登録された情報を参照することができる。 ※2021年度以降、段階的なリリースを予定
4	ログイン機能	①市町村等の利用者がログインする。システム利用可能時間外は、ログイン不可にする。 ②国保連合会より市町村等の利用者に利用時間の通知を表示する。
5	パスワード変更機能	①市町村等の利用者が定期的にパスワード変更する。
6	利用可能な業務メニュー表示・起動機能	①市町村等向けの業務メニュー体系を新規に追加する。 ②市町村等の利用者向けの業務メニュー表示する。
7	ログ機能 ※国保連合会向けの機能	①市町村等の利用者の操作が記録されたログを参照する。 国保連合会と市町村等の2つの業務形態に合わせてログも分離し、個々に検索可能。



(2)ユーザ情報管理の運用について

〇国保連合会から各市町村等へ、市町村等のユーザ管理権限を持つ管理者ユーザを付与し、各市町村等内でユーザ情報を登録及び管理する。なお、国保連合会は、システム管理者として、全ての市町村等のユーザ情報管理できる権限を有する。



(3)市町村等のユーザ情報の管理について

- ○市町村等のユーザ情報について、以下の内容で管理する。
- ○市町村等のユーザ情報のアクセス権限に関する設定を変更した場合、ユーザ情報の設定内容を履歴として管理する。 以下の表の履歴管理対象欄に「○」が記載されている項目を履歴管理対象とする。
- ○国保連合会職員ユーザ、市町村等ユーザを含めて国保連合会単位でユーザIDが一意となるように管理する。 ユーザIDは、システムにて自動採番する。

No	ユーザ情報	項目内容	履歴管理対象
1	ユーザ情報の有効期限	ユーザの利用開始日・終了日	_
2	ユーザID	ログインに利用するユーザID	_
3	市町村番号	ユーザが属する市町村番号	0
4	パスワード	ログインに利用するパスワード	-
5	開始業務	ユーザの主担当業務 ①支払 ②台帳 ③管理	_
6	氏名	ユーザの氏名	0
7	ユーザ区分	ユーザの役割 ①無効 ②市町村等(管理者) ③市町村等(一般)	0
8	業務種別	ユーザの担当業務 ①障害福祉サービス ②障害児支援 ③地域生活支援事業 ※複数選択可	0

(4)権限情報について

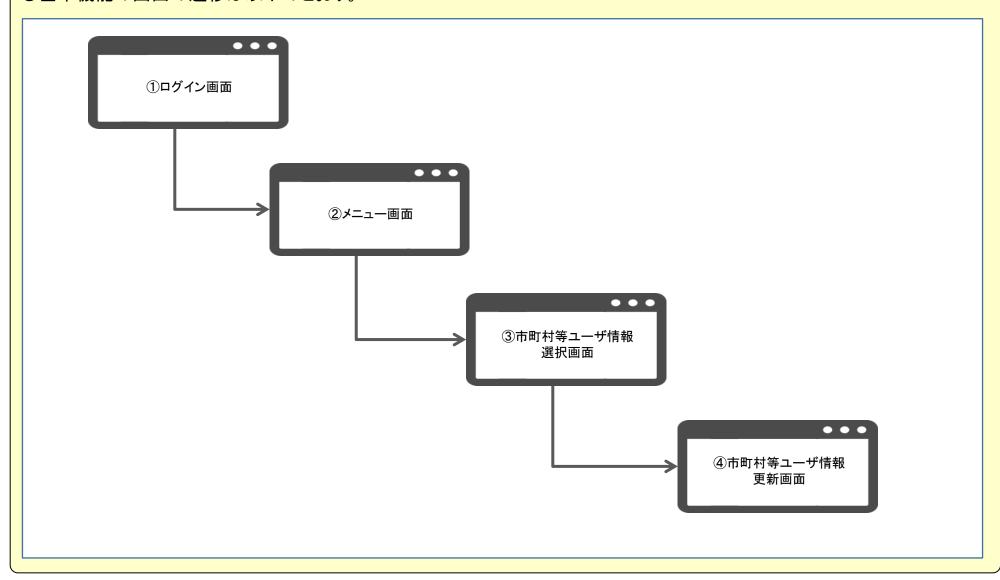
- 〇市町村等向けの権限情報は、管理者ユーザとして「市町村等(管理者)」、一般ユーザとして「市町村等(一般)」の2種類設ける。
- 〇市町村等のユーザごとに、業務メニュー(支払等業務・台帳管理業務・管理業務)の使用可否を設定することができる。 なお、管理業務(市町村等の新規ユーザの作成やユーザ情報の修正)は、管理者ユーザのみ使用することができる。

【凡例】〇:使用可、一:使用不可

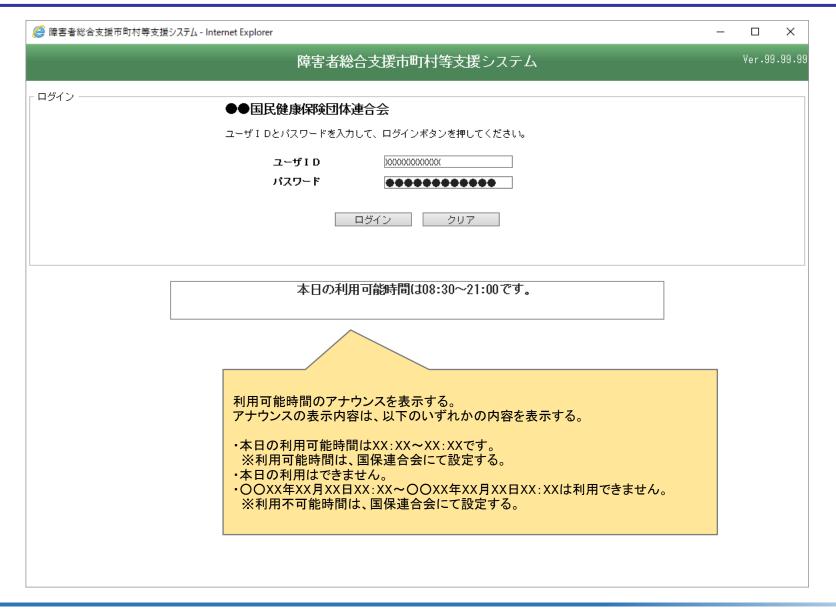
	メニュー権限								
	支払等業務			管理業務					
ユーザ区分	請求照会			ユーザ情報管理					
	請求データ検索	受給者台帳照会 (障害福祉 サービス)	受給者台帳照会 (障害児支援)	受給者台帳照会 (地域生活 支援事業)	事業所台帳 照会	市町村台帳照会	市町村等ユーザ 情報選択	市町村等ユーザ 情報更新	
市町村等 (管理者)	ı	-	1	-	-	1	0	0	
市町村等 (一般)	0	0	0	0	0	0	_	_	

(5)基本機能の画面遷移

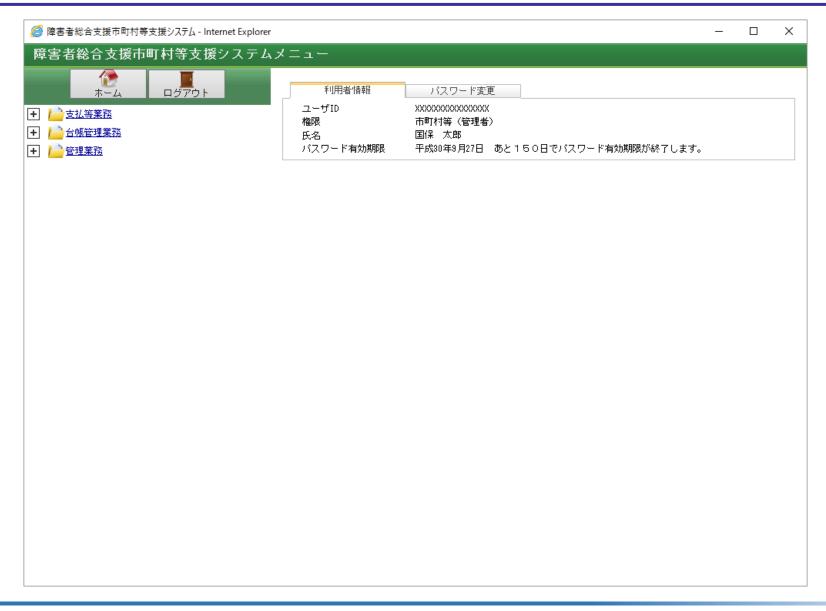
〇基本機能の画面の遷移は以下のとおり。



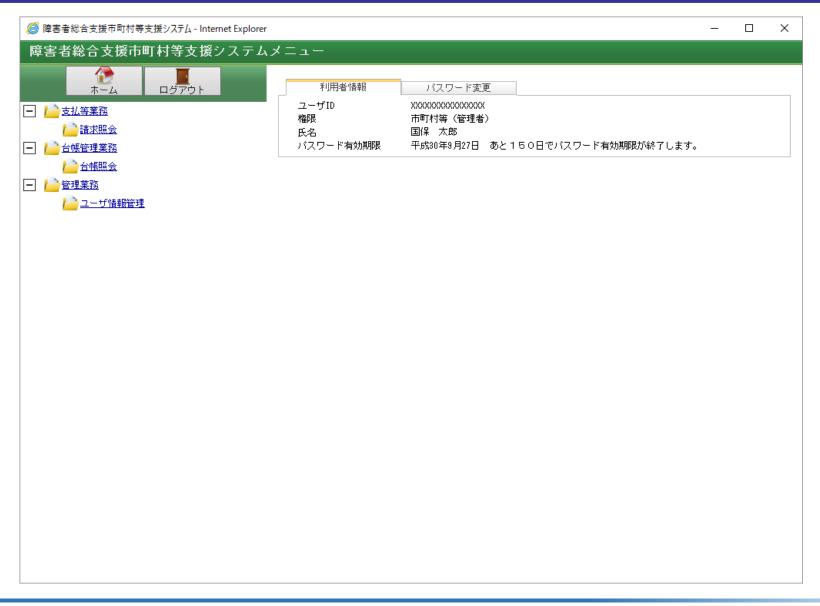
①ログイン画面



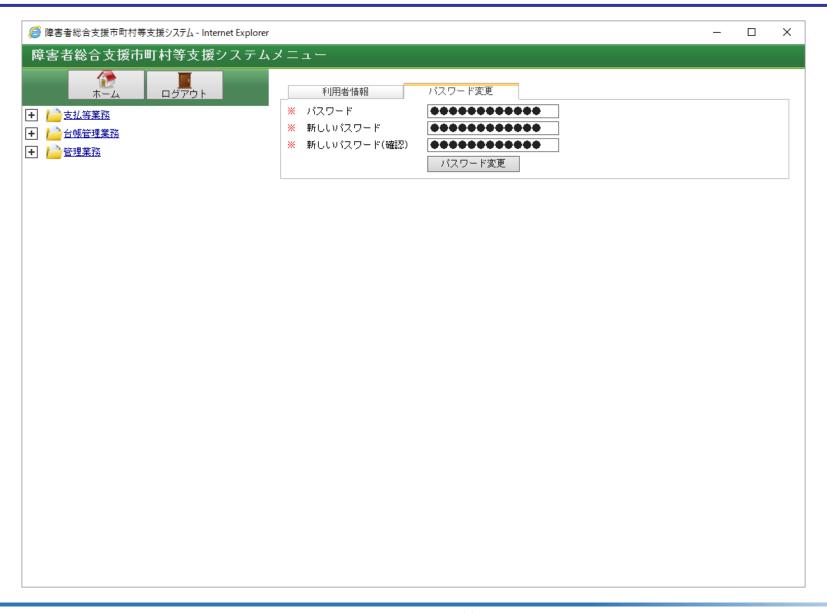
②-1-1 メニュー画面 利用者情報タブ



②-1-2 メニュー画面 利用者情報タブ(メニュー展開表示)



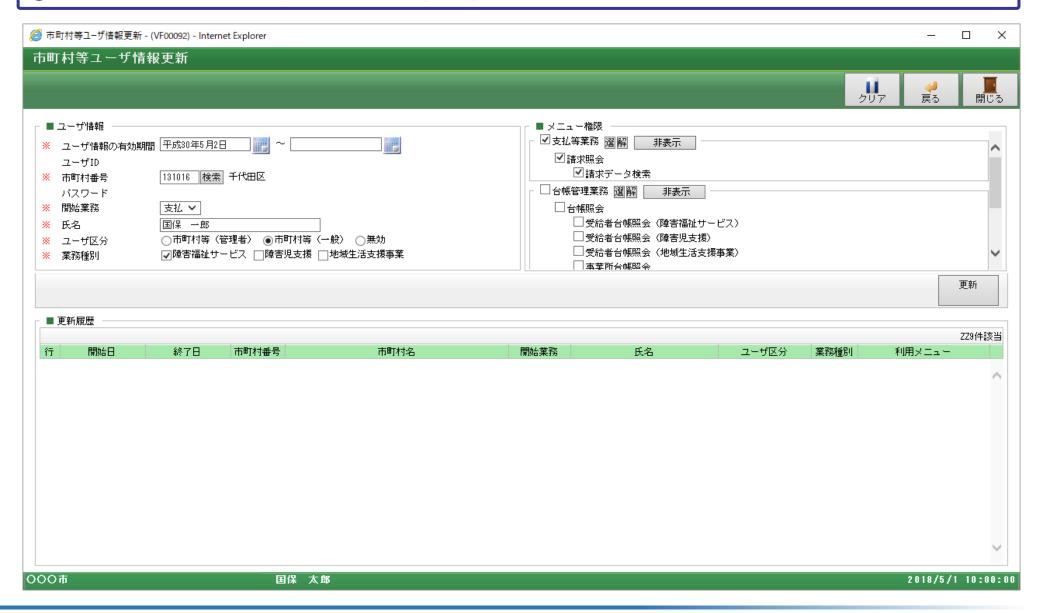
②-2 メニュー画面 パスワード変更タブ



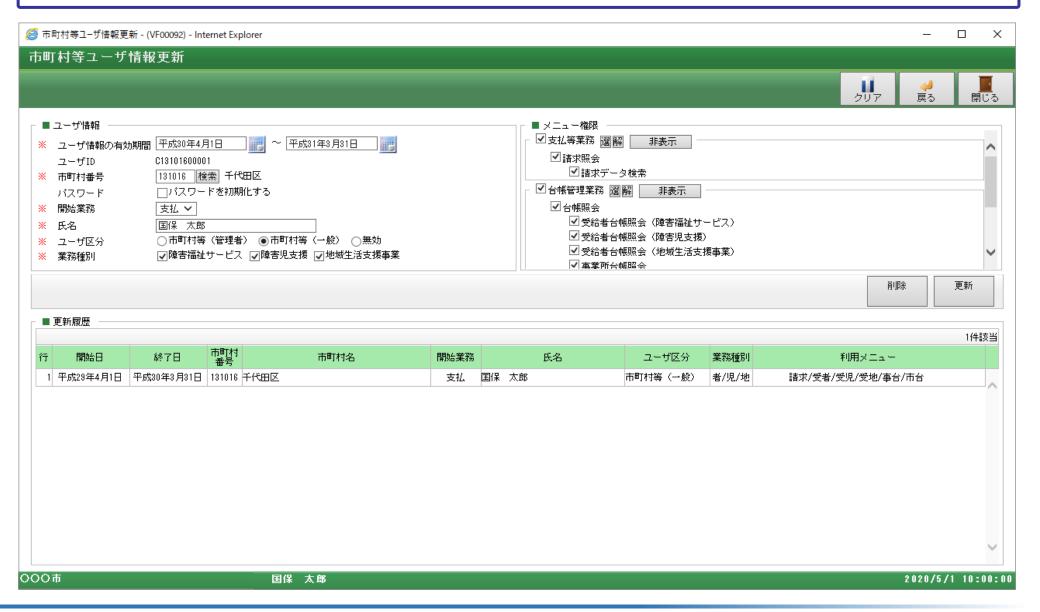
③ 市町村等ユーザ情報選択画面



④-1 市町村等ユーザ情報更新画面 新規登録



④-2 市町村等ユーザ情報更新画面 ユーザ情報修正



2. 台帳情報参照機能の概要

2. 台帳情報参照機能の概要

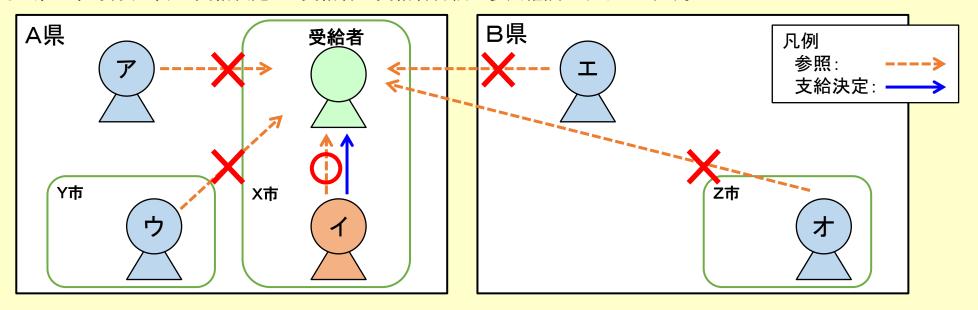
(1)台帳情報参照機能で参照可能とする台帳情報

〇国保連合会の審査支払等システムに登録されている台帳情報のうち、台帳情報参照機能により、市町村や都道府県において参照可能とする情報は以下のとおり。

国保連合会の審査支払等システムに登	録されている台帳情報	参照可否
	基本情報	
障害福祉サービス(受給者)台帳	支給決定情報	自市町村等が登録した台帳情報が参照可能。
	モニタリング情報	
	基本情報	
障害児支援(受給者)台帳	支給決定情報	自市町村等が登録した台帳情報が参照可能。
	モニタリング情報	
地域生活支援事業(受給者)台帳	基本情報	自市町村等が登録した台帳情報が参照可能。
地域工力又拨争未(文和有)口帧	支給決定情報	日川町でまた。
高額障害福祉サービス(世帯)台帳	基本情報	給付費等の一次審査で活用していない台帳情報であるため参照不可。
高額障害児支援(世帯)台帳	基本情報	給付費等の一次審査で活用していない台帳情報であるため参照不可。
障害者総合支援(個人番号)台帳	-	給付費等の一次審査で活用していない台帳情報であるため参照不可。
障害児支援(個人番号)台帳	_	給付費等の一次審査で活用していない台帳情報であるため参照不可。
障害福祉サービス(事業所)台帳	基本情報	全国の台帳情報が参照可能。
四日間位り ころ(学术が)日報	サービス情報	
障害児支援(事業所)台帳	基本情報	 全国の台帳情報が参照可能。
件自儿人说(学术训/自悦	サービス情報	三国の日版情報が多点引化。
地域生活支援事業(事業所)台帳	基本情報	│ │ 都道府県下の台帳情報が参照可能。
心头工石人放于木(于木川)口板	サービス情報	
	基本情報	│ - 全国の台帳情報が参照可能。
障害福祉サービス(市町村等)台帳	行政区情報	THOU THE TAKE SIME SIME SIME SIME SIME SIME SIME SIM
	独自助成情報	都道府県下の台帳情報が参照可能。
	基本情報	│ - 全国の台帳情報が参照可能。
障害児支援(市町村等)台帳	行政区情報	
	独自助成情報	都道府県下の台帳情報が参照可能。
高額障害福祉サービス(市町村等)台帳	基本情報	給付費等の一次審査で活用していない台帳情報であるため参照不可。
高額障害児支援(市町村等)台帳	基本情報	給付費等の一次審査で活用していない台帳情報であるため参照不可。
地域生活支援事業(単位数)台帳	_	都道府県下の台帳情報が参照可能。

(1)受給者台帳の参照権限について

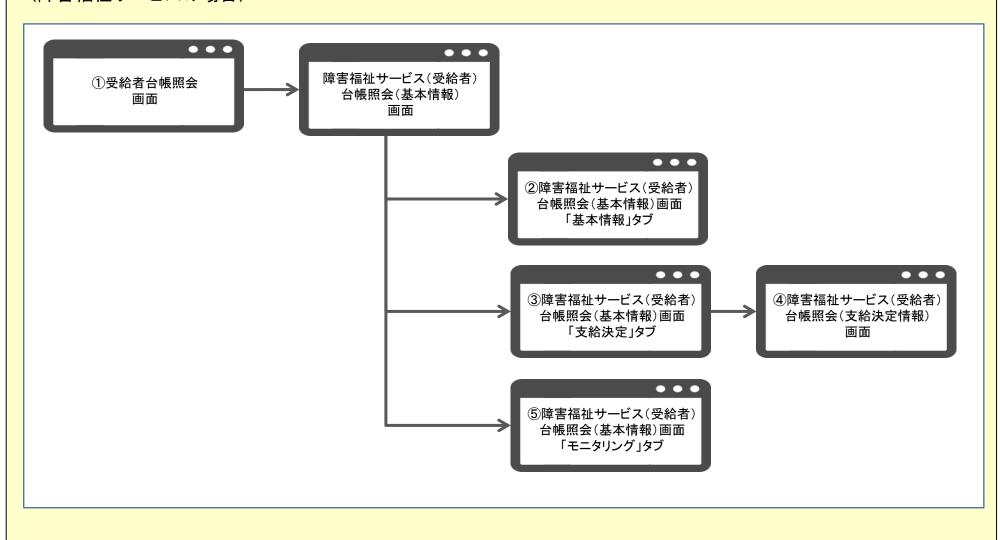
OA県の市町村(X市)が支給決定した受給者の受給者台帳の参照権限は以下のとおり。



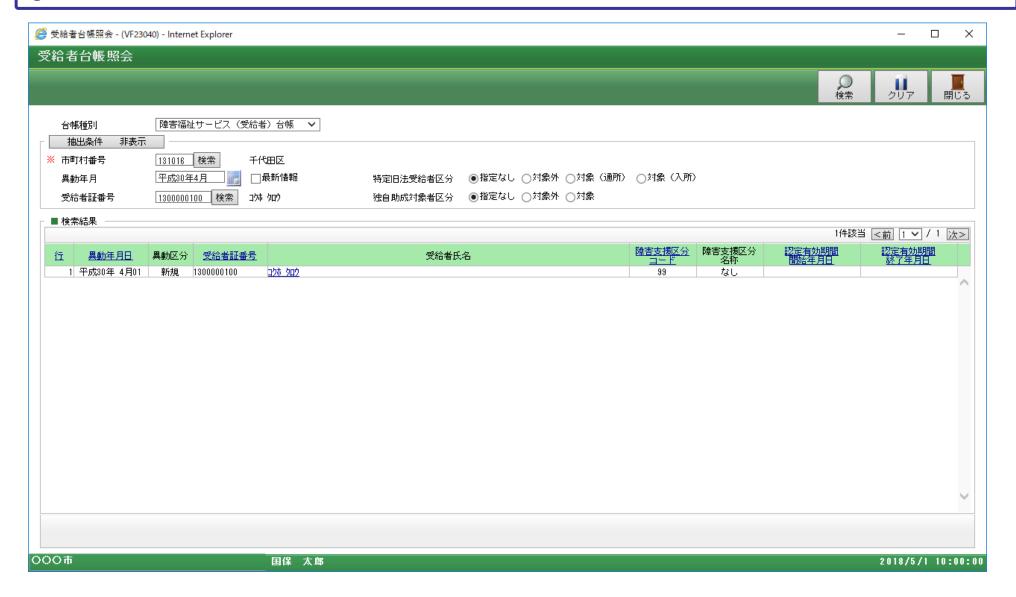
職員	受給者台帳の参照可否		
A県の職員ア	×	都道府県は参照不可とする。	
X市の職員イ	0	支給決定を行った市町村のため、参照可能とする。	
Y市の職員ウ	×	他市町村は参照不可とする。	
B県の職員エ	×	他都道府県は参照不可とする。	
Z市の職員オ	×	他市町村は参照不可とする。	

(2) 受給者台帳照会画面の画面遷移

○受給者台帳の情報を参照する場合の画面の遷移は以下のとおり。 (障害福祉サービスの場合)



①受給者台帳照会画面



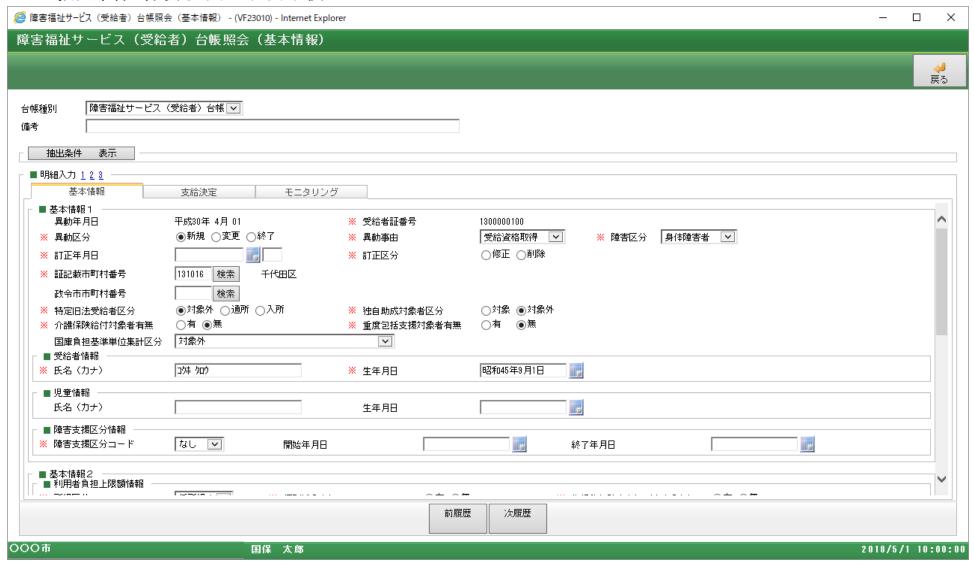
②障害福祉サービス(受給者)台帳照会(基本情報)画面「基本情報」タブ

<<抽出条件 非表示ボタンクリック前>>



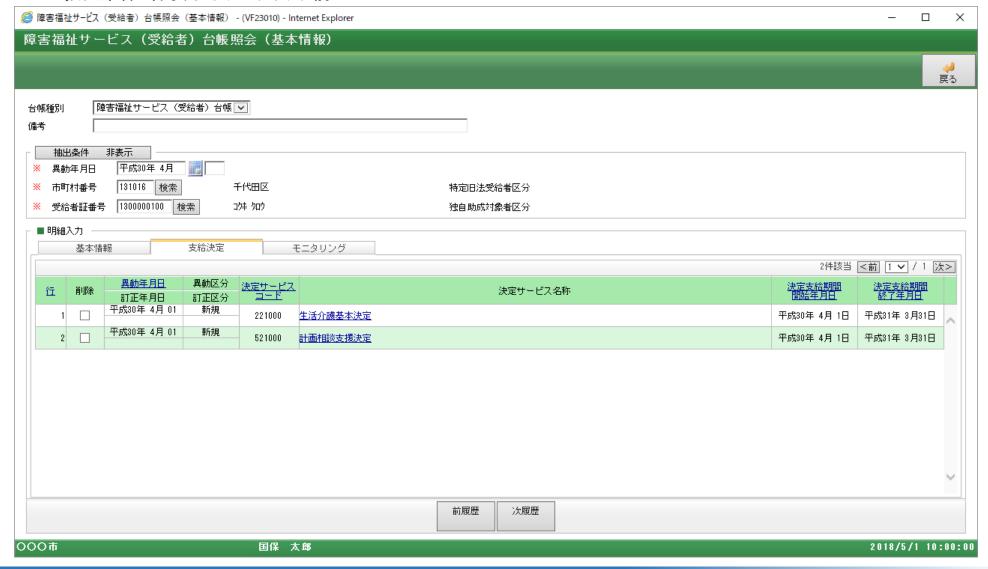
②障害福祉サービス(受給者)台帳照会(基本情報)画面「基本情報」タブ

<<抽出条件 非表示ボタンクリック後>>



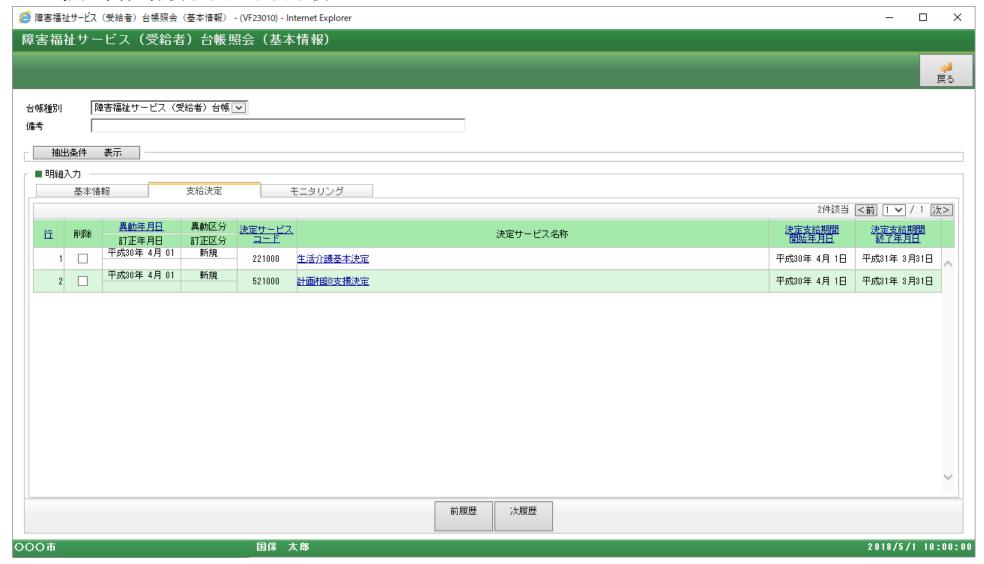
③障害福祉サービス(受給者)台帳照会(基本情報)画面「支給決定」タブ

<<抽出条件 非表示ボタンクリック前>>

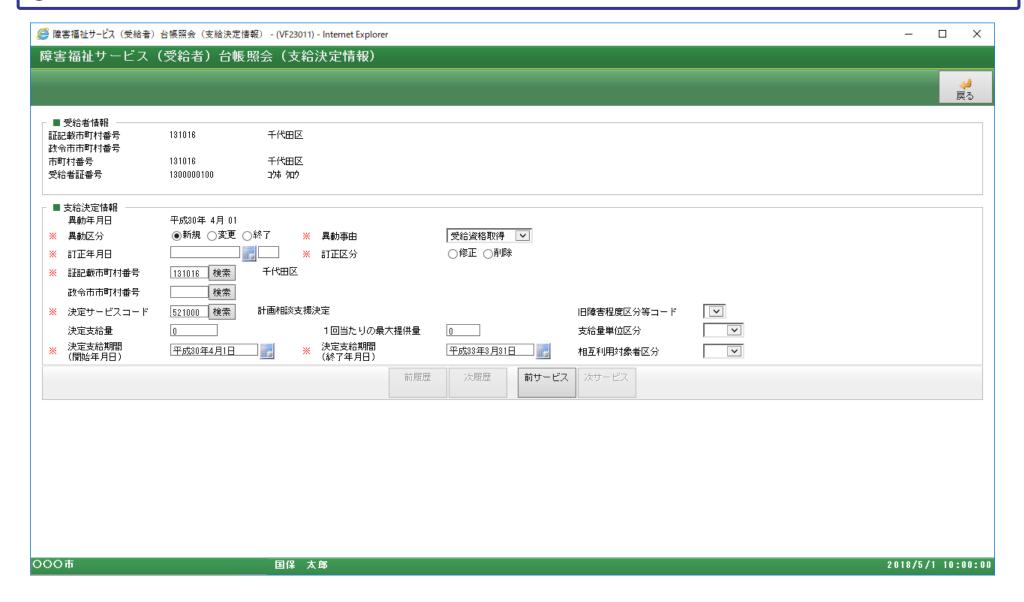


③障害福祉サービス(受給者)台帳照会(基本情報)画面「支給決定」タブ

<<抽出条件 非表示ボタンクリック後>>

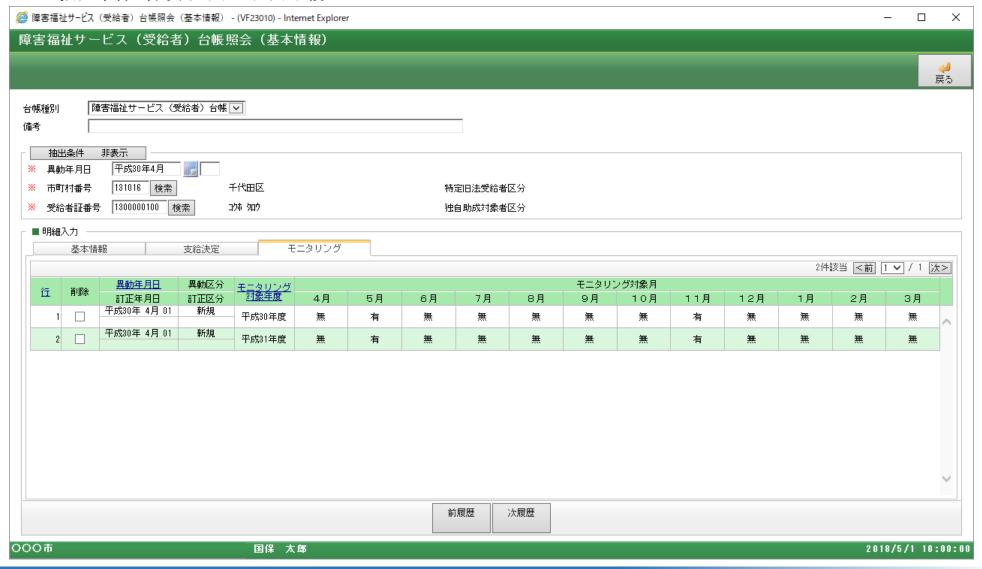


④障害福祉サービス(受給者)台帳照会(支給決定情報)画面



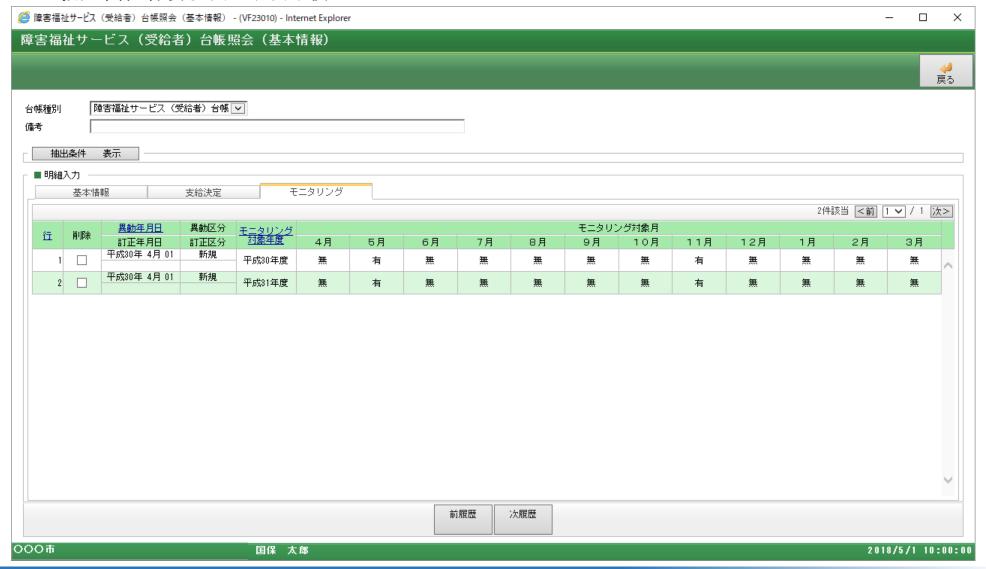
⑤障害福祉サービス(受給者)台帳照会(基本情報)画面「モニタリング」タブ

<<抽出条件 非表示ボタンクリック前>>



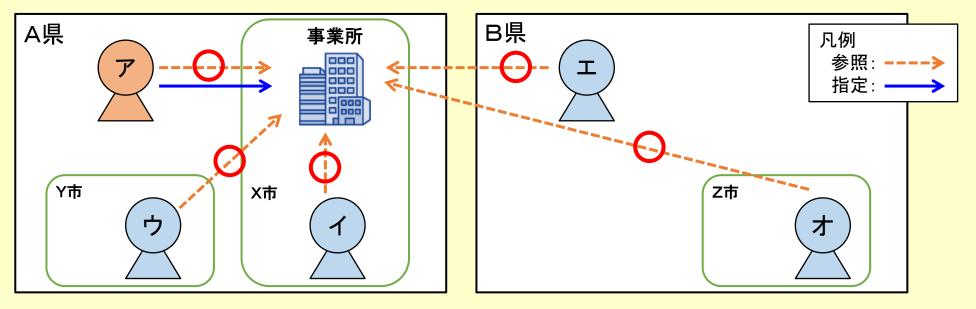
⑤障害福祉サービス(受給者)台帳照会(基本情報)画面「モニタリング」タブ

<<抽出条件 非表示ボタンクリック後>>



(1)事業所台帳(指定事業所)の参照権限について

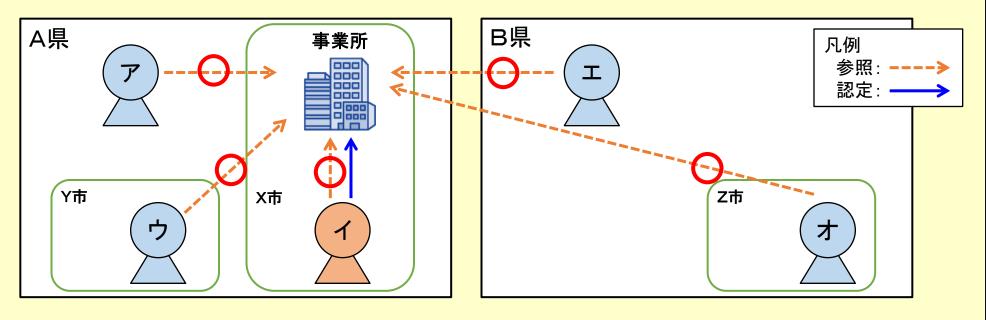
OA県が指定した指定事業所の障害福祉サービス及び障害児支援の事業所台帳の参照権限は以下のとおり。



職員	事業所台帳の参照可否		
A県の職員ア	0		
X市の職員イ	0		
Y市の職員ウ	0	全ての都道府県・市町村から参照可能とする。	
B県の職員エ	0		
Z市の職員オ	0		

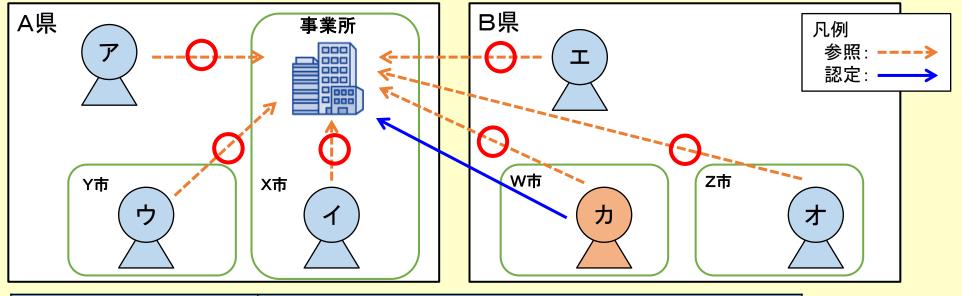
(2)事業所台帳(基準該当事業所)の参照権限について

OA県の市町村(X市)がA県下の事業所を基準該当事業所として認定した場合の参照権限は以下のとおり。



職員	事業所台帳の参照可否	
A県の職員ア	0	
X市の職員イ	0	
Y市の職員ウ	0	全ての都道府県・市町村から参照可能とする。
B県の職員エ	0	
Z市の職員オ	0	

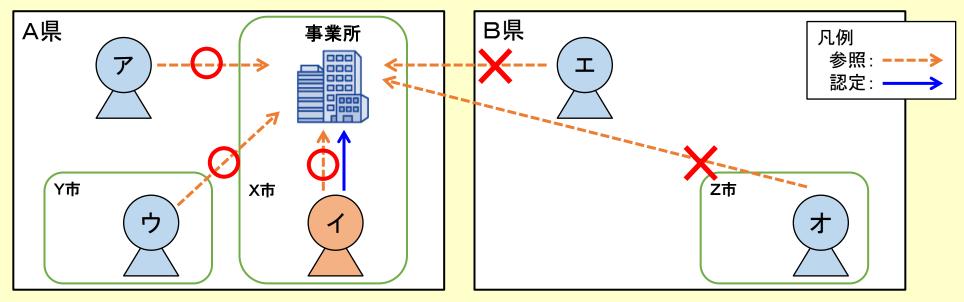
- 〇B県の市町村(W市)がA県下の事業所を基準該当事業所として認定した場合(※)の当該事業所台帳の参照権限は以下のとおり。
- ※W市の受給者がA県に所在する事業所で基準該当サービスを利用する場合、W市がB県に当該事業所を基準該当事業所 として登録する旨申請し、B県がA県に登録依頼を行う。



職員	事業所台帳の参照可否(見直し後)	
A県の職員ア	0	
X市の職員イ	0	
Y市の職員ウ	0	- ヘイの初送内側 古町社から名昭司坐します
B県の職員エ	0	全ての都道府県・市町村から参照可能とする。
W市の職員カ	0	
Z市の職員オ	0	

(3)事業所台帳(地域生活支援事業所)の参照権限について

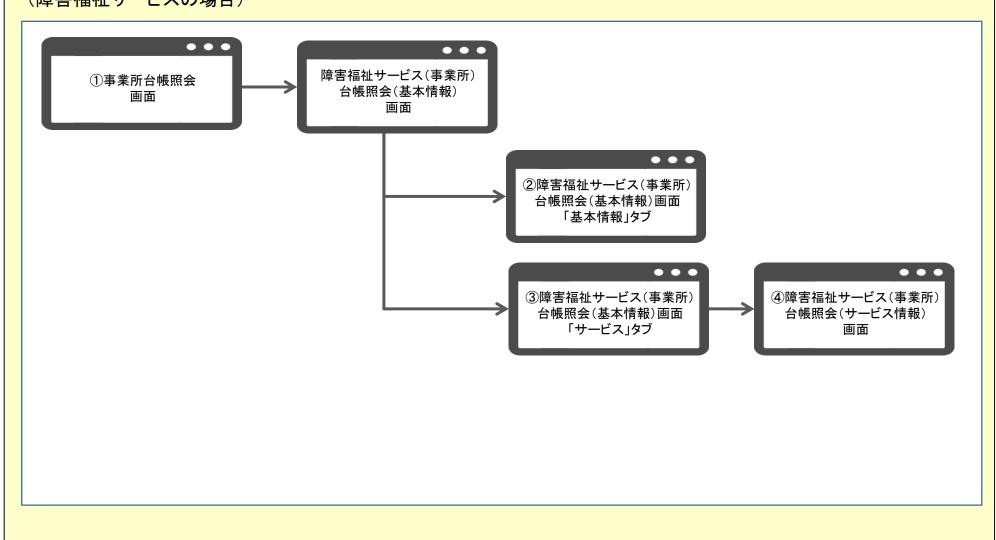
OA県の市町村(X市)がA県下の事業所を地域生活支援事業として認定した場合の参照権限は以下のとおり。



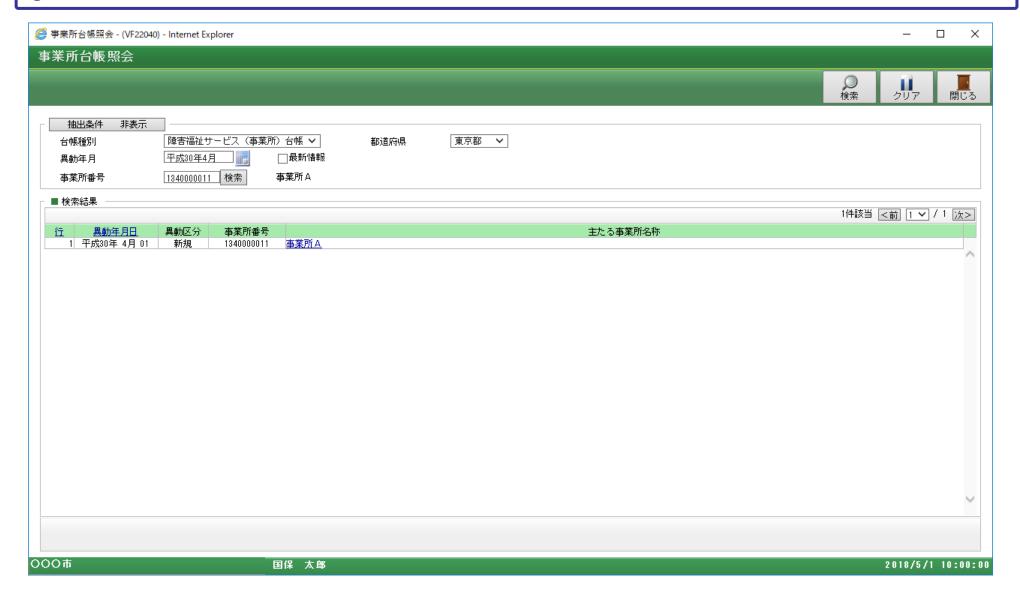
職員	事業所台帳の参照可否(見直し後)	
A県の職員ア	0	
X市の職員イ	0	都道府県下の事業所のため、参照可能とする。
Y市の職員ウ	0	
B県の職員エ	×	小初等内側は全曜天司による
Z市の職員オ	×	他都道府県は参照不可とする。

(4)事業所台帳照会画面の画面遷移

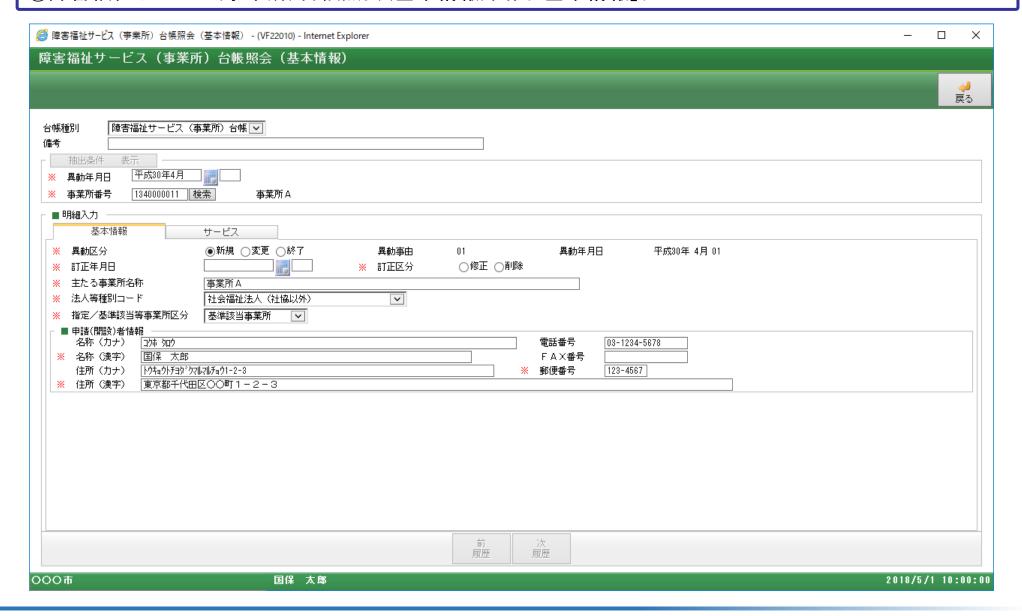
〇事業所台帳の情報を参照する場合の画面の遷移は以下のとおり。 (障害福祉サービスの場合)



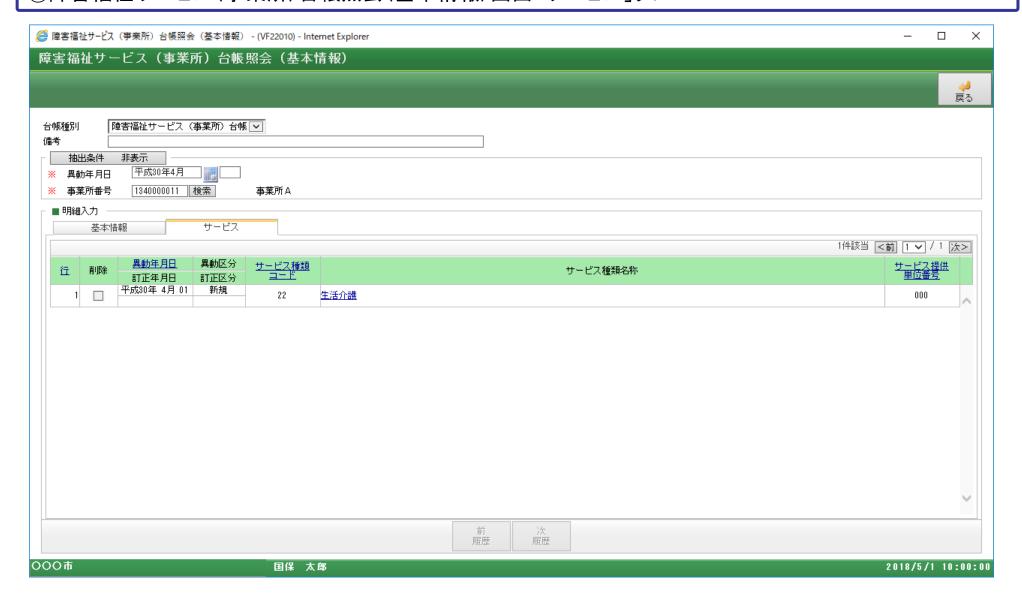
①事業所台帳照会画面



②障害福祉サービス(事業所)台帳照会(基本情報)画面「基本情報」タブ



③障害福祉サービス(事業所)台帳照会(基本情報)画面「サービス」タブ



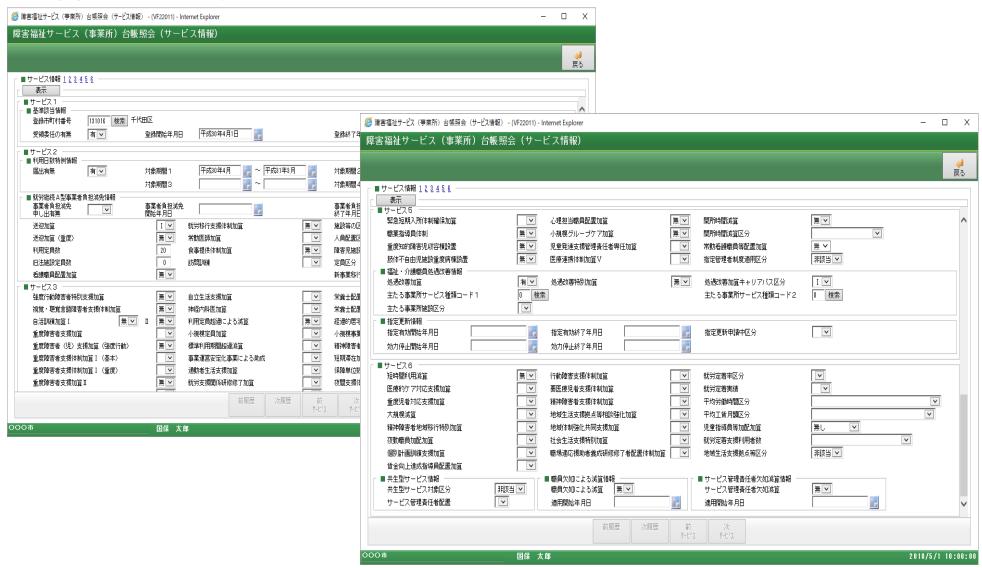
④障害福祉サービス(事業所)台帳照会(サービス情報)画面

<<非表示ボタンクリック前>>



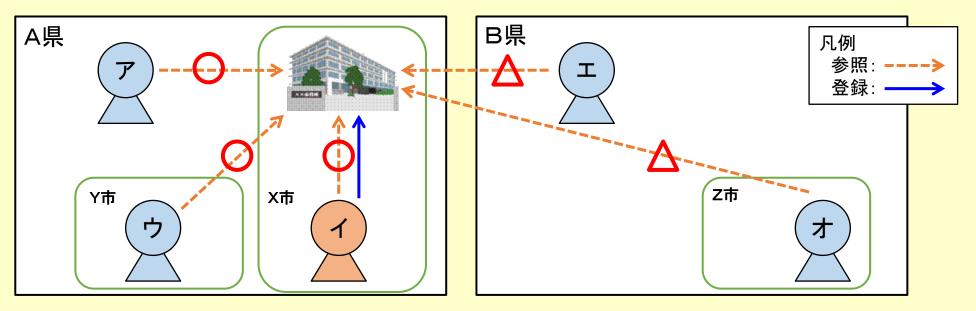
④障害福祉サービス(事業所)台帳照会(サービス情報)画面

<<非表示ボタンクリック後>>



(1)市町村台帳の参照権限について

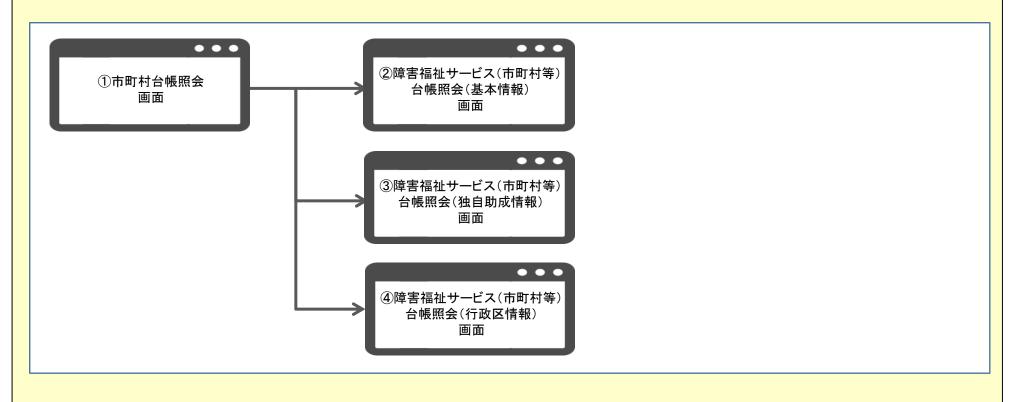
OA県の市町村(X市)の市町村台帳の参照権限は以下のとおり。



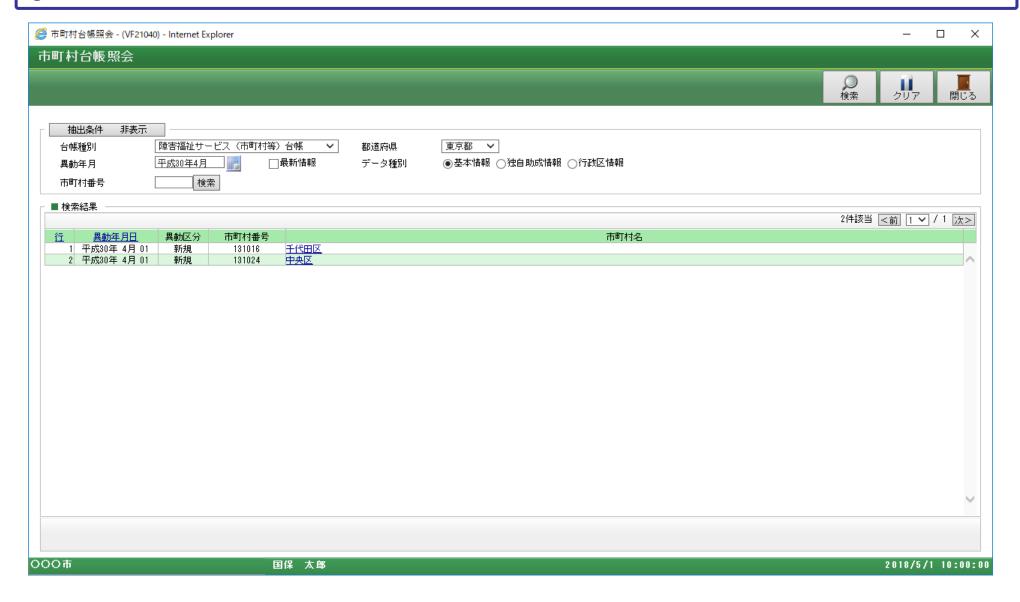
職員	市町村台帳の参照可否					
A県の職員ア	0					
X市の職員イ	0	全ての都道府県・市町村から参照可能とする。				
Y市の職員ウ	0					
B県の職員エ	Δ	全ての都道府県・市町村から参照可能とする。				
Z市の職員オ	Δ	※独自助成情報は、他都道府県からの参照不可。				

(2)市町村等台帳照会画面の画面遷移

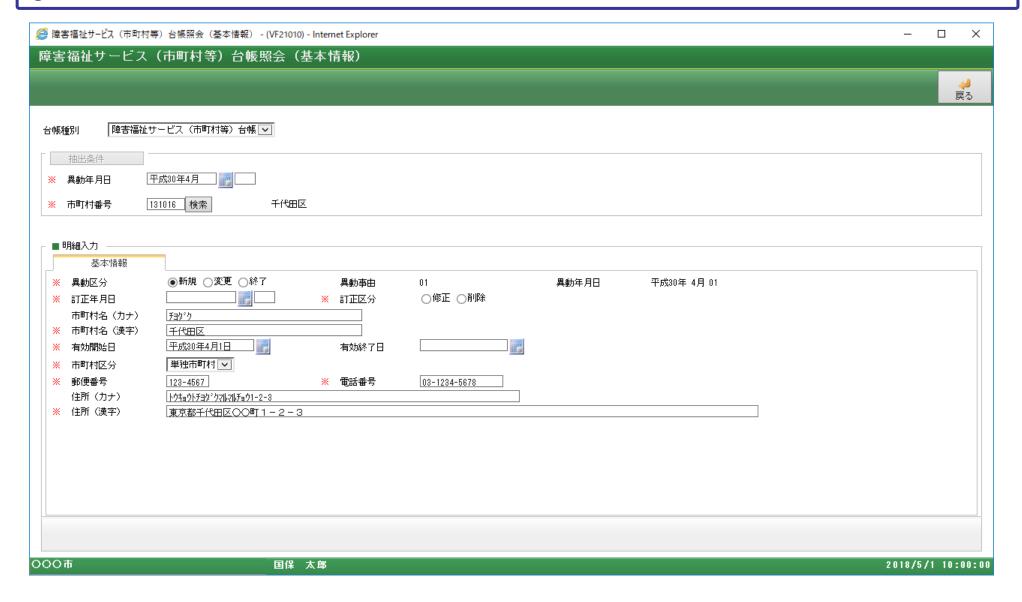
〇市町村台帳の情報を参照する場合の画面の遷移は以下のとおり。 (障害福祉サービスの場合)



①市町村台帳照会画面



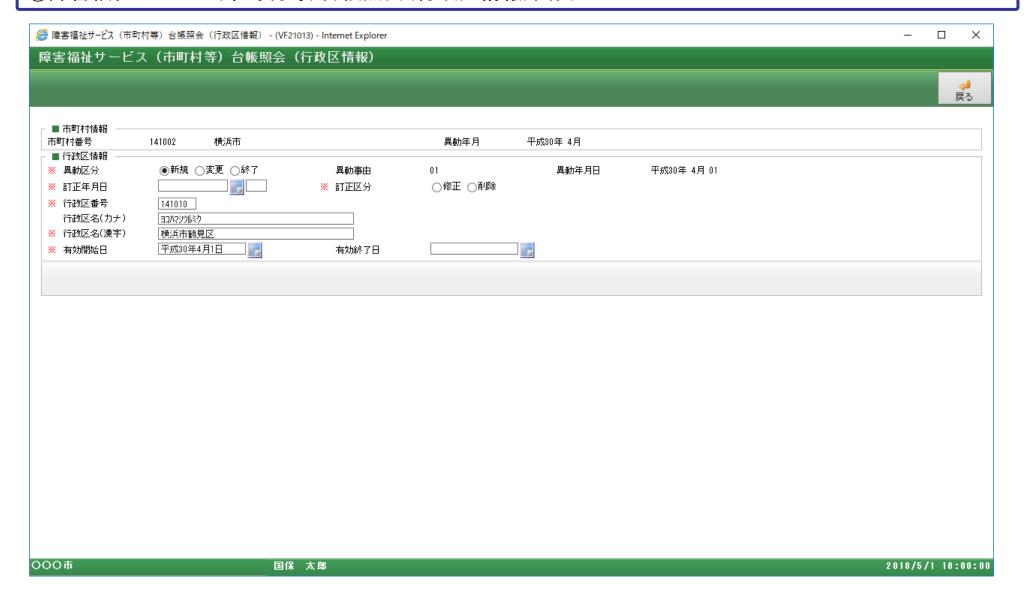
②障害福祉サービス(市町村等)台帳照会(基本情報)画面



③障害福祉サービス(市町村等)台帳照会(独自助成情報)画面

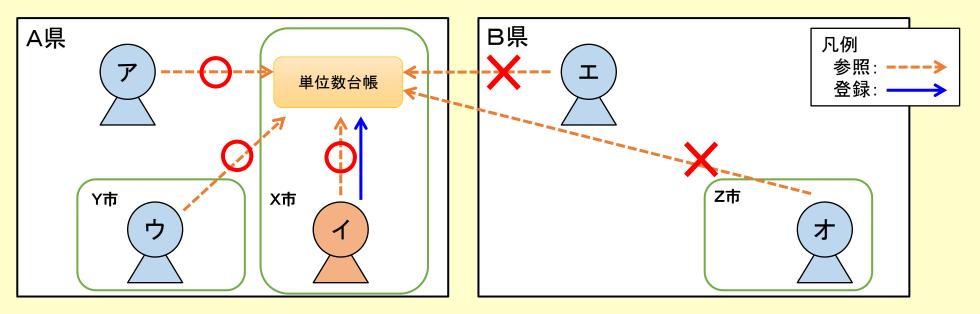


④障害福祉サービス(市町村等)台帳照会(行政区情報)画面



(1)単位数台帳(地域生活支援)の参照権限について

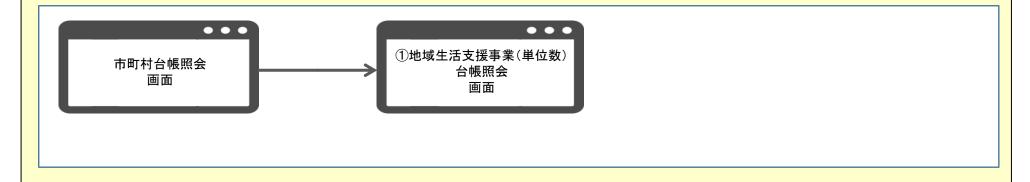
〇A県の市町村(X市)における単位数台帳(地域生活支援)の参照権限は以下のとおり。



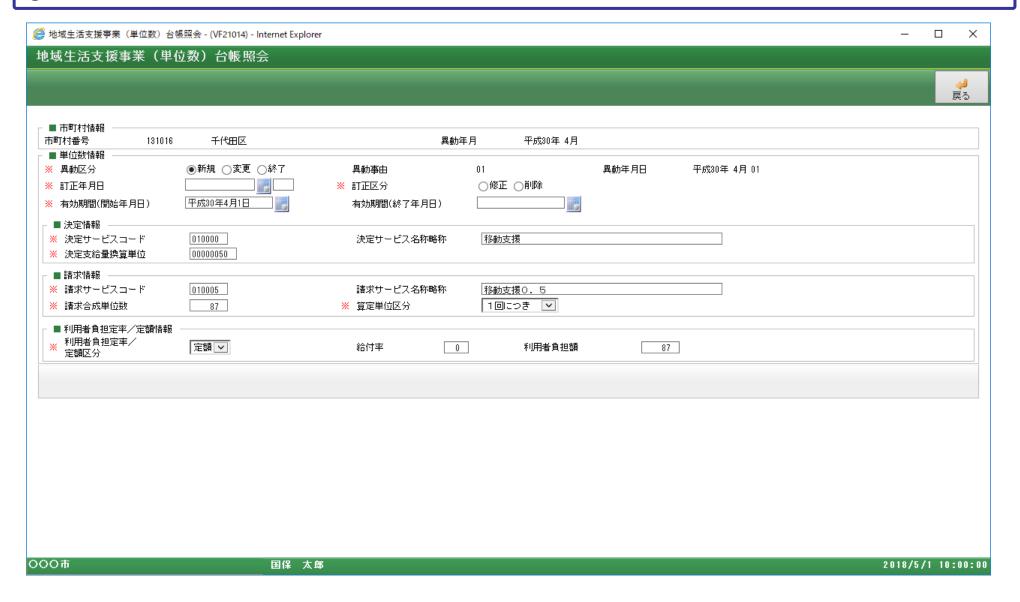
職員	単位数台帳の参照可否					
A県の職員ア	0					
X市の職員イ	0	都道府県下の事業所のため、参照可能とする。				
Y市の職員ウ	0					
B県の職員エ	×	他都道府県は参照不可とする。				
Z市の職員オ	×	他市町村は参照不可とする。				

(2)単位数台帳(地域生活支援)の画面遷移

単位数台帳(地域生活支援)の情報を参照する場合の画面の遷移は以下のとおり。 (地域生活支援事業の場合)



①地域生活支援事業(単位数)台帳照会画面



- (1)請求情報参照機能で参照可能とする請求情報等
- 〇国保連合会の審査支払等システムに登録されている請求情報等のうち、請求情報参照機能により、市町村や都道府県に おいて参照可能とする情報は以下のとおり。

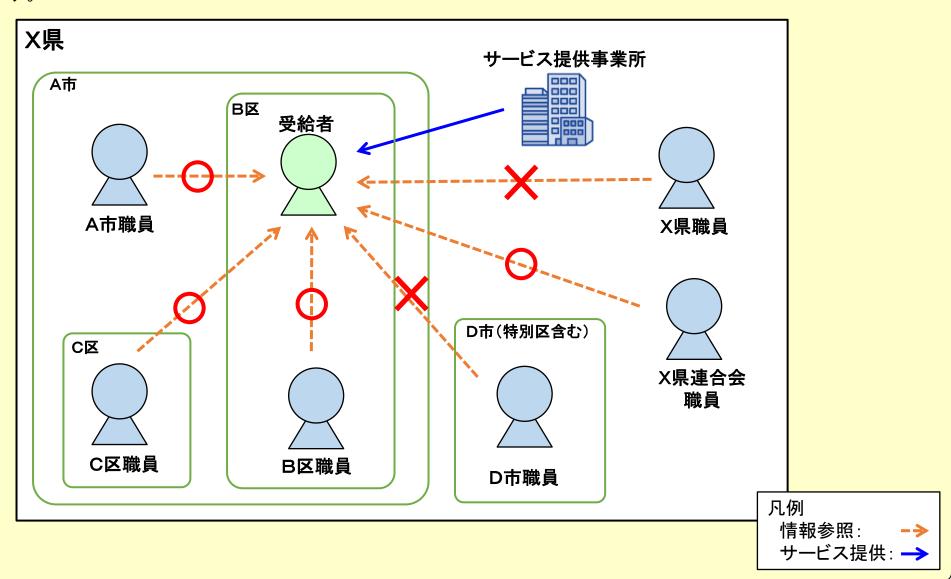
国保連合会の審査支払等システムに 請求情報等	登録されている	参照可否
基本情報 請求書		請求書に記載されている受給者の所在地(市区町村)により参照可能な市区町村等が決まる。
	明細情報	明が自己的教でもでいる文献者のが正地(中世刊刊)でありを無可能を中世刊刊寺が次をも。
	基本情報	
	日数情報	
請求明細書	明細情報	請求明細書に記載されている受給者の所在地(市区町村)により参照可能な市区町村等が決まる。
ロラン・ウングロー	集計情報	明小引加自己的報告ができる。
	契約情報	
	処遇改善情報	
サービス提供実績記録票	基本情報	サービス提供実績記録票に記載されている受給者の所在地(市区町村)により参照可能な市区町村等
り一こ人使供夫棋記録系	明細情報	が決まる。
	基本情報	
計画相談支援給付費請求書等	明細情報	計画相談支援給付費請求書等に記載されている受給者の所在地(市区町村)により参照可能な市区町 村等が決まる。
	サービス情報	
3103454111000000000000000000000000000000	基本情報	利用者負担上限額管理結果票に記載されている受給者の所在地(市区町村)により参照可能な市区町
利用者負担上限額管理結果票	明細情報	村等が決まる。

- (2)請求情報等の参照権限について
- ①自県受給者分の請求情報等を参照する場合
 - 〇自県受給者分の請求情報等を参照する場合の参照範囲を以下に示す。

No	請求情報等		参照範囲 (〇:参照可、一:参照不可)						
	事業所の所在地 受給者の所在地		X県連合会職員	X県職員		(県A市(政令市)		X県	
	チボバジバエ心	之相目の//1日記	八八是日五城民	/\ /\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	A市職員	B区職員	C区職員	D市職員	
1		X県(※)	0	0	1	1	1	_	
2] 自県(X 県)/	X県A市(政令市)B区	0	1	0	0	0	_	
3	他県(Y県)	X県A市(政令市)C区	0	1	0	0	0	_	
4		X県D市(特別区含む)	0		_			0	

[※]障害児入所支援を利用している障害児のため、X県が支給決定を行う。

〇自県(X県)A市(政令市)B区に居住している受給者が、自県の事業所を利用している場合の参照状況イメージ図を以下に示す。



- ②他県受給者分の請求情報等を参照する場合
 - 〇他県受給者分の請求情報等を参照する場合の参照範囲を以下に示す。

No	請求情報等		参照範囲 (〇:参照可、一:参照不可)						
No	事業所の所在地	の所在地・・・・受給者の所在地	X県連合会職員	X県職員	X県A市(政令市)			X県	
	予末バジバエ心	文和古 27/7/正地			A市職員	B区職員	C区職員	D市職員	
1	自県(X県)	VIE(W)	0	1	1	1	1	_	
2	他県(Y県)	Y県(※)	_	I	ı		ı	_	

[※]障害児入所支援を利用している障害児のため、Y県(※)が支給決定を行う。

〇他県(Y県)に居住している受給者が、自県(X県)の事業所を利用している場合の参照状況イメージ図を以下に示す。 Y県 受給者 X県 A市 D市(特別区含む) B区 C区 サービス提供 事業所 X県連合会 B区職員 C区職員 A市職員 D市職員 X県職員 職員 凡例 情報参照: サービス提供: ->

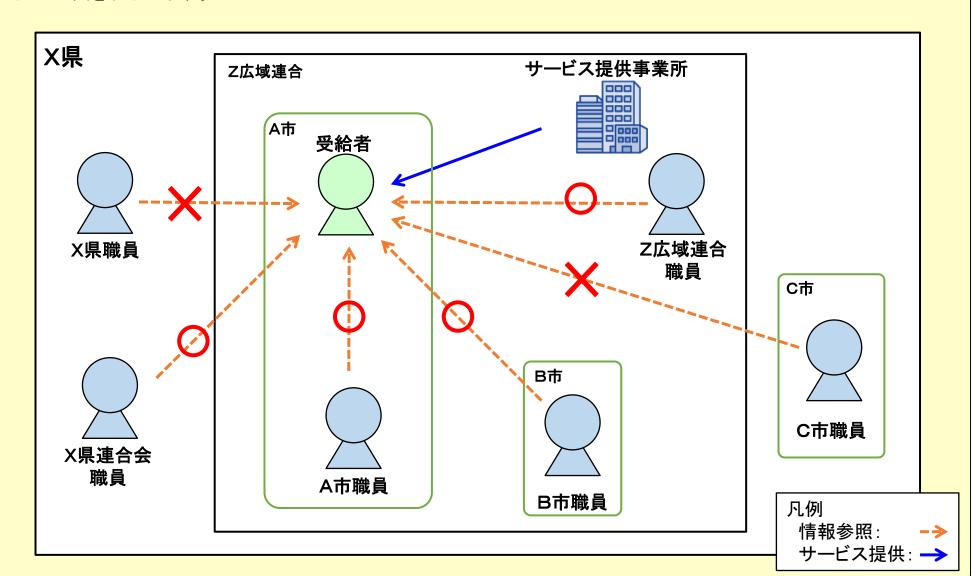
③広域連合の請求情報等を参照する場合

〇広域連合の請求情報等を参照する場合の参照範囲を以下に示す。

No	請求情報等		参照範囲 (〇:参照可、一:参照不可)						
	事業所の所在地	受給者の所在地	X県連合会職員	X県職員	A市職員	Z広域連合 B市職員	乙広域連合職員	C市職員	
1	自県(X県)/	Z広域連合A市	0	-	O (<u>*</u>)	O (%)	0	-	
	2 他県(Y県)	Z広域連合B市	0	_	O (%)	O (<u>*</u>)	0	_	

[※]Z広域連合の構成市町村からは請求情報等を参照できないように参照権限を設定する必要がある。

OZ広域連合内のA市に居住している受給者が、自県(X県)のZ広域連合内の事業所を利用している場合の参照状況 イメージ図を以下に示す。



- ④区間異動(B区からC区へ異動)した受給者の請求情報等を参照する場合
 - 〇区間異動(B区からC区へ異動)した受給者の請求情報等を参照する場合の参照範囲を以下に示す。

No	請求情報等		参照範囲 (〇:参照可、一:参照不可)						
	事業所の所在地 受給者の所在地		X県連合会職員	X 県職員	X県A市(政令市)			D市職員	
	争未仍仍仍在地	文配省の別在地	八尔廷日女帜员	八 水柳貝	A市職員	B区職員	C区職員	し川城貝	
1	自県(X県)/	X県A市(政令市)B区	0	I	0	0	0	_	
2	他県(Y県)	X県A市(政令市)C区	0	_	0	0	0	_	

3. 請求情報等参照機能の概要 〇B区からC区へ異動した受給者が、自県(X県)の事業所を利用している場合の参照状況イメージ図を以下に示す X県 サービス提供事業所 A市 C区 受給者 居住地 異動』 A市職員 X県職員 B区 D市 X県連合会 職員 B区職員 C区職員 D市職員

凡例

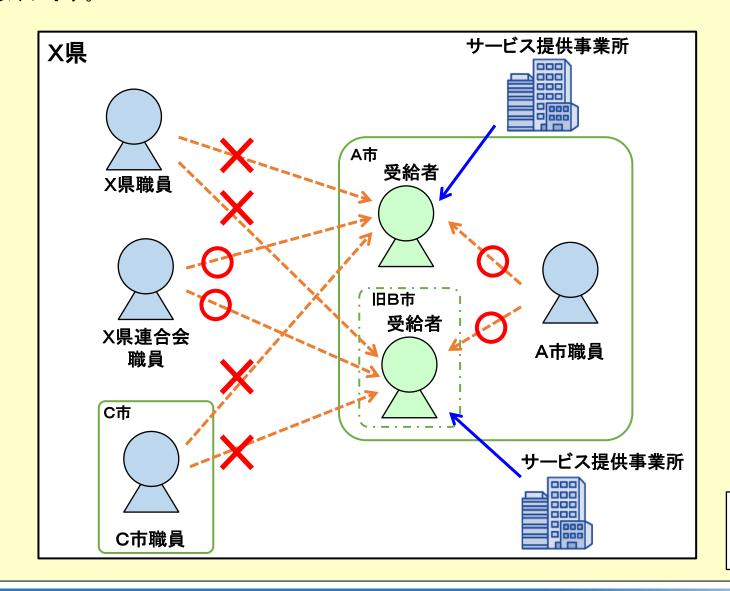
情報参照:

サービス提供: ->

⑤市町村合併(B市がA市に編入)した市町村の請求情報等を参照する場合 〇市町村合併(B市がA市に編入)した市町村の請求情報等を参照する場合の参照範囲を以下に示す。

No	請求情報等		参照範囲 (〇:参照可、一:参照不可)				
	事業所の所在地	受給者の所在地	X県連合会職員	X県職員	A市職員	C市職員	
1	自県(X県)/	X県A市	0	1	0	_	
2	他県(Y県)	X県B市 (現A市)	0	I	0	_	

〇B市がA市に編入した場合の、A市に居住している受給者及び旧B市(現A市)に居住している受給者の参照状況イメージ 図を以下に示す。



凡例

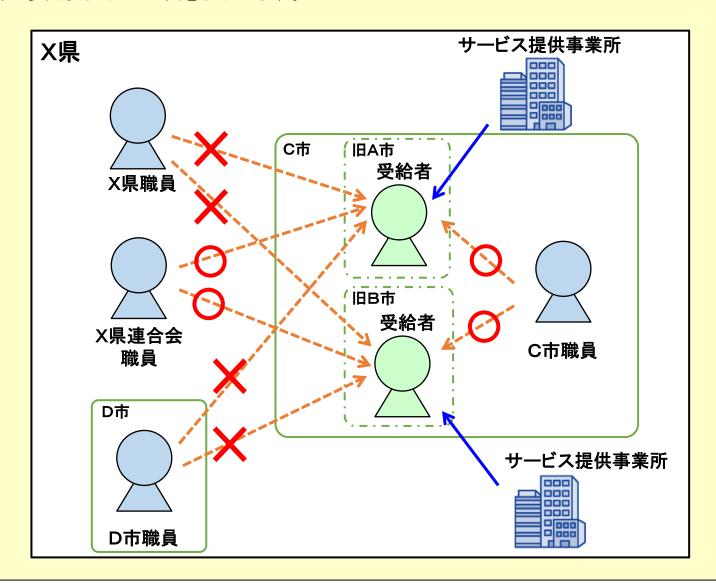
情報参照:

サービス提供: ->

⑥市町村合併(A市とB市の合併によりC市を新設)した市町村の請求情報等を参照する場合 〇市町村合併(A市とB市の合併によりC市を新設)した市町村の請求情報等を参照する場合の参照範囲を以下に示す。

No	請求情報等		参照範囲 (〇:参照可、一:参照不可)				
	事業所の所在地	受給者の所在地	X県連合会職員	X県職員	C市職員	D市職員	
1	自県(X県)/他県(Y県)	A市 (現C市)	0	1	0	_	
		B市(現C市)	0	1	0	_	
3		C市	0	1	0	_	

〇A市とB市の合併によりC市を新設した場合の、旧A市(現C市)に居住している受給者及び旧B市(現C市)に居住している 受給者の参照状況イメージ図を以下に示す。



凡例

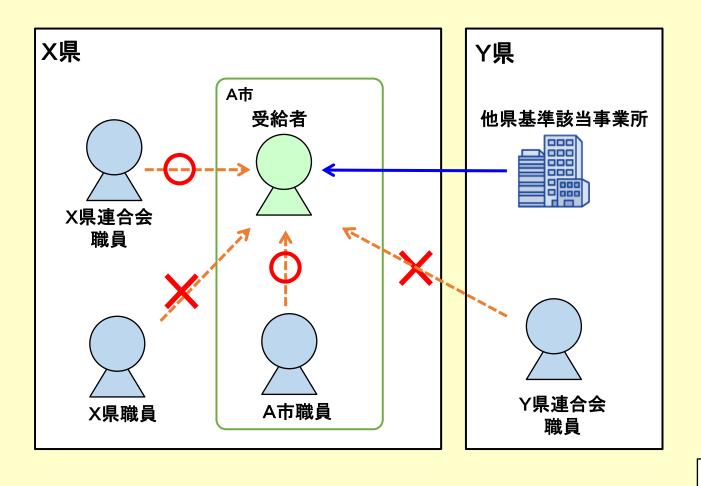
情報参照:

サービス提供: ->

- ⑦他県基準該当事業所を登録した市町村の請求情報等を参照する場合
- 〇他県基準該当事業所を登録した市町村の請求情報等を参照する場合の参照範囲を以下に示す。

	請求情報等		参照範囲 (〇:参照可、一:参照不可)				
No	事業所の所在地	受給者の所在地	連合会 X県連合会	会職員 他県連合会	X県職員	A市職員	
	他県(Y県) 基準該当	X県A市	0	_	Ι	0	

OX県A市に居住している受給者が、他県(Y県)の基準該当事業所を利用している場合の参照状況イメージ図を以下に示す。



凡例

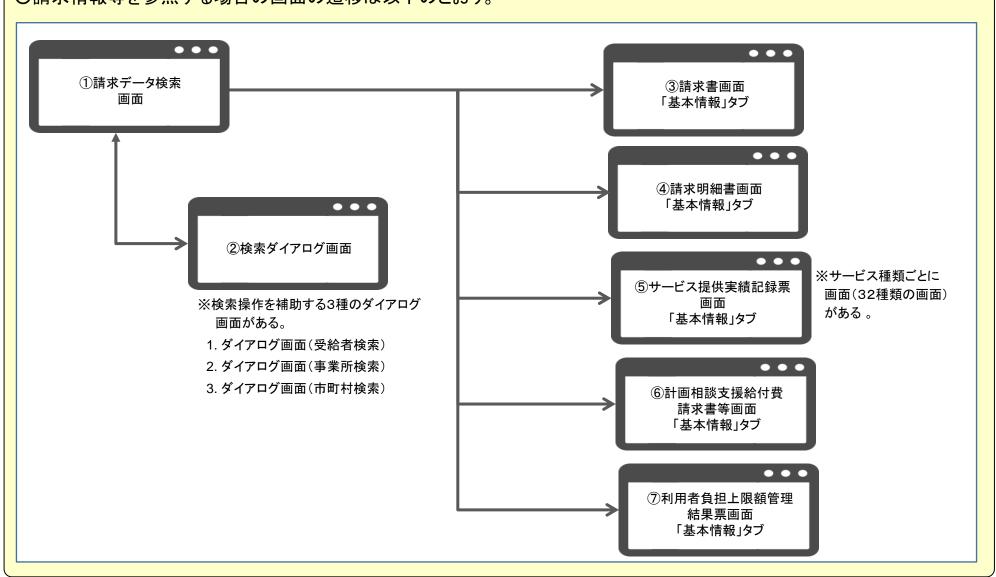
情報参照:



サービス提供: ->

(3)請求情報等の画面遷移

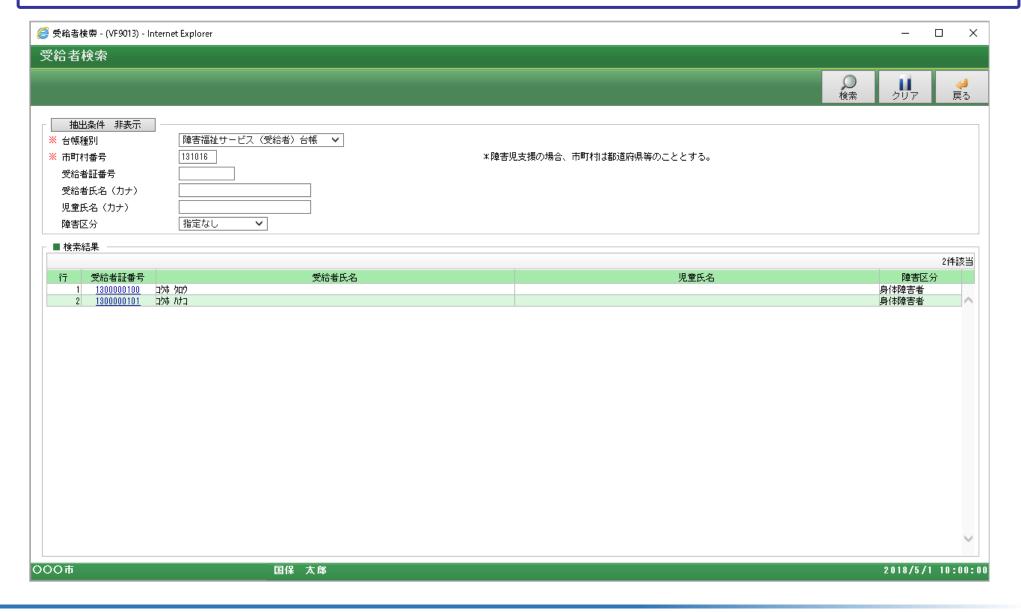
○請求情報等を参照する場合の画面の遷移は以下のとおり。



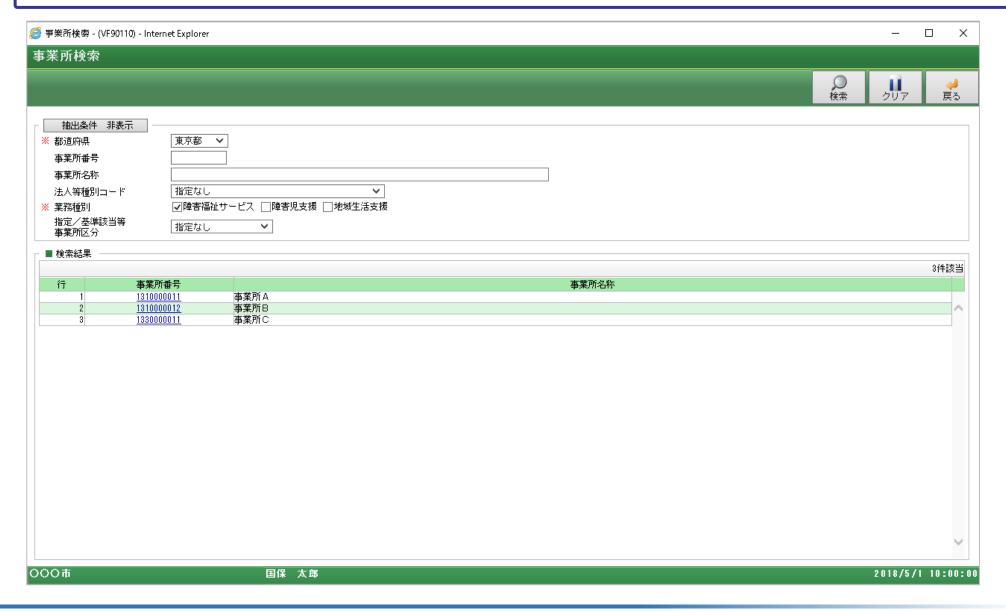
①請求データ検索画面



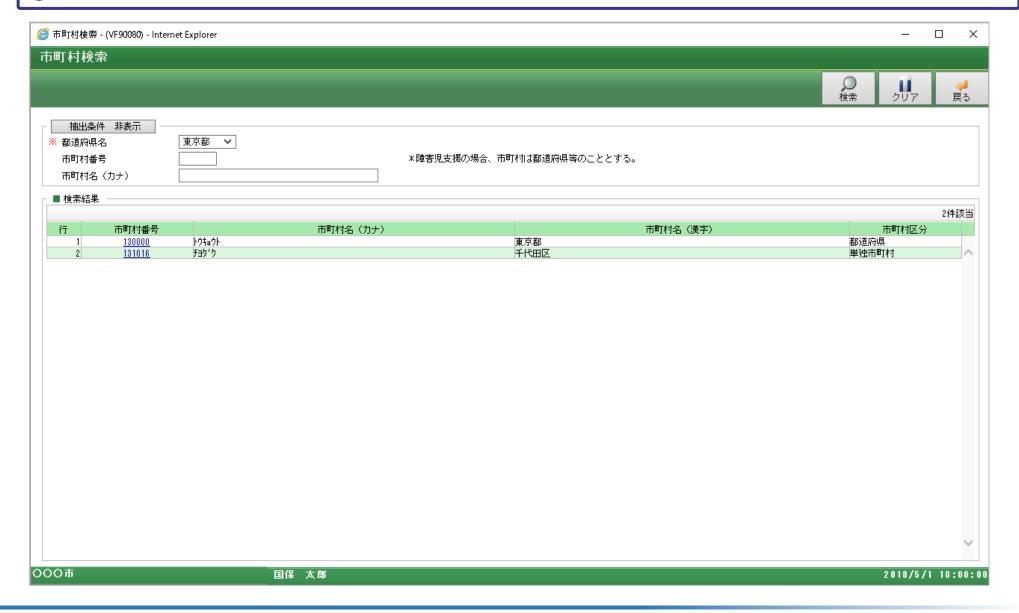
②-1ダイアログ画面(受給者検索)



②-2ダイアログ画面(事業所検索)



②-3ダイアログ画面(市町村検索)



③-1請求書画面「基本情報」タブ



③-2請求書画面「明細情報」タブ



④-1請求明細書画面「基本情報」タブ



④-2請求明細書画面「日数情報」タブ



④-3請求明細書画面「明細情報」タブ



④-4請求明細書画面「集計情報」タブ



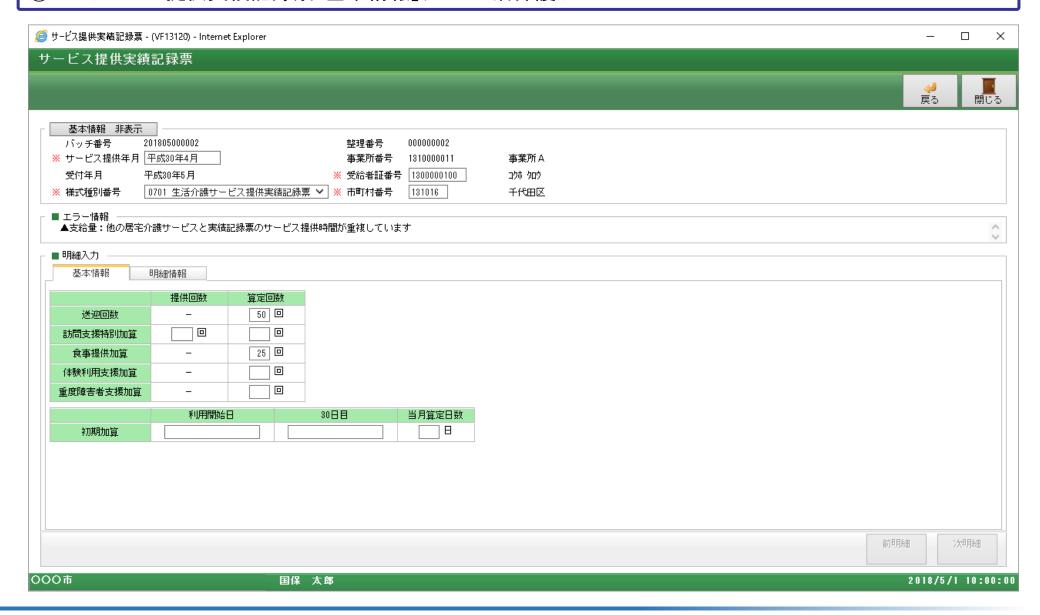
④-5請求明細書画面「契約情報」タブ



④-6請求明細書画面「処遇改善情報」タブ



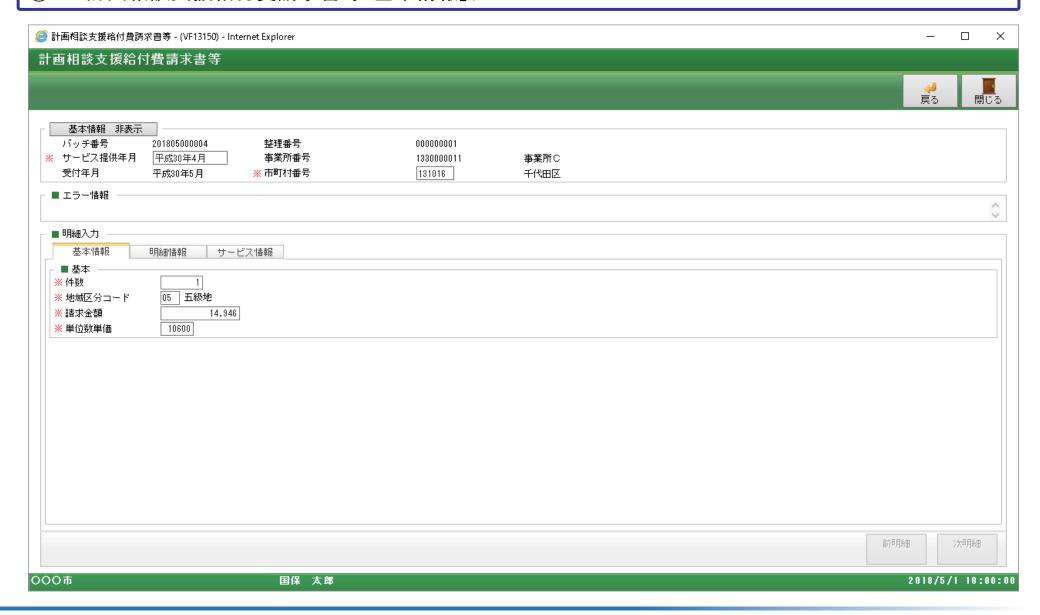
⑤-1サービス提供実績記録票「基本情報」タブ 生活介護サービス



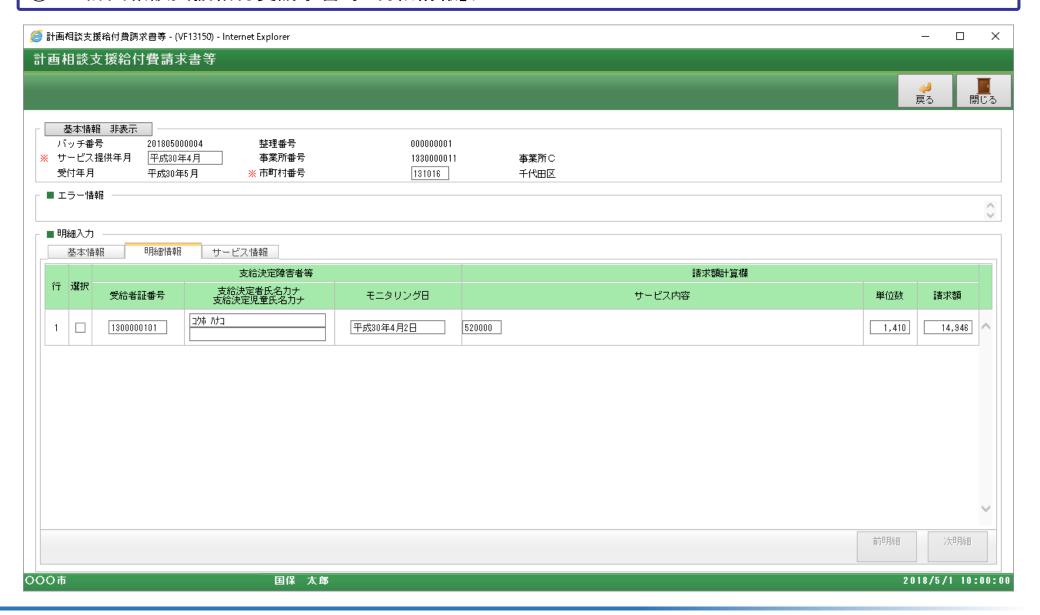
⑤-2サービス提供実績記録票「明細情報」タブ 生活介護サービス



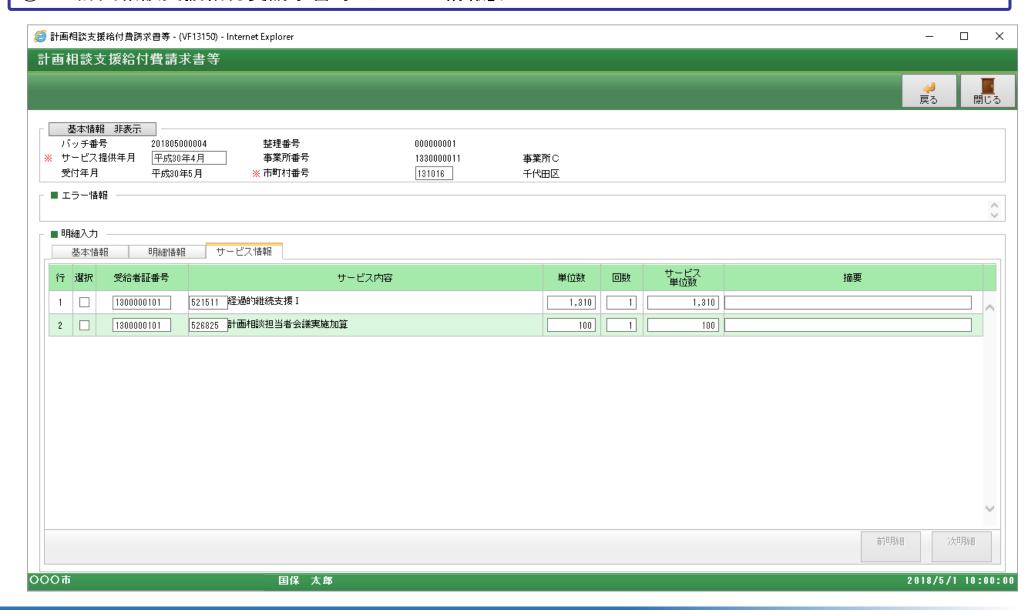
⑥-1計画相談支援給付費請求書等「基本情報」タブ



⑥-2計画相談支援給付費請求書等「明細情報」タブ



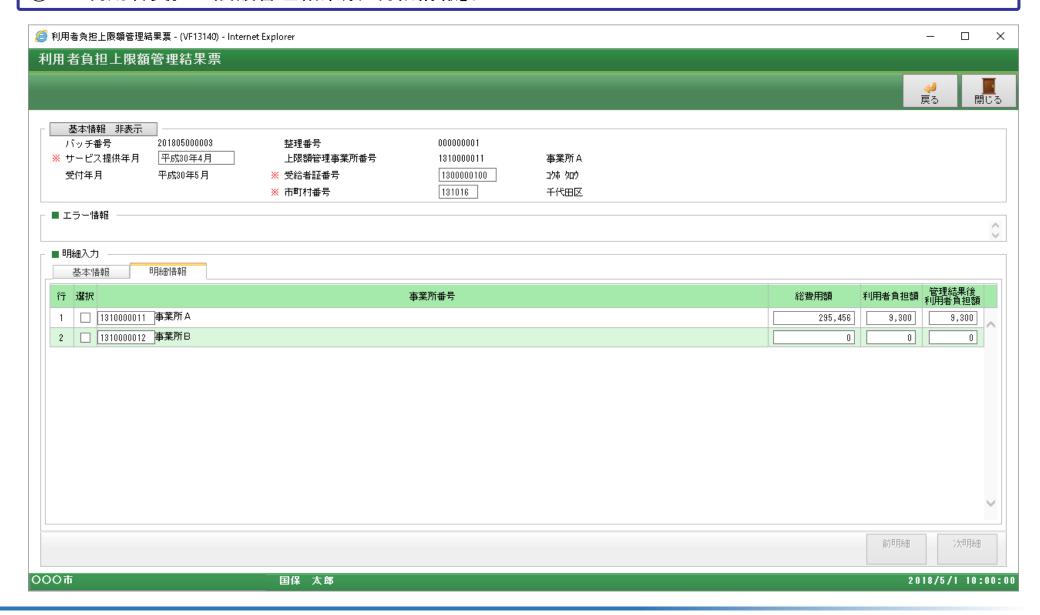
⑥-3計画相談支援給付費請求書等「サービス情報」タブ



⑦-1利用者負担上限額管理結果票「基本情報」タブ



⑦-2利用者負担上限額管理結果票「明細情報」タブ

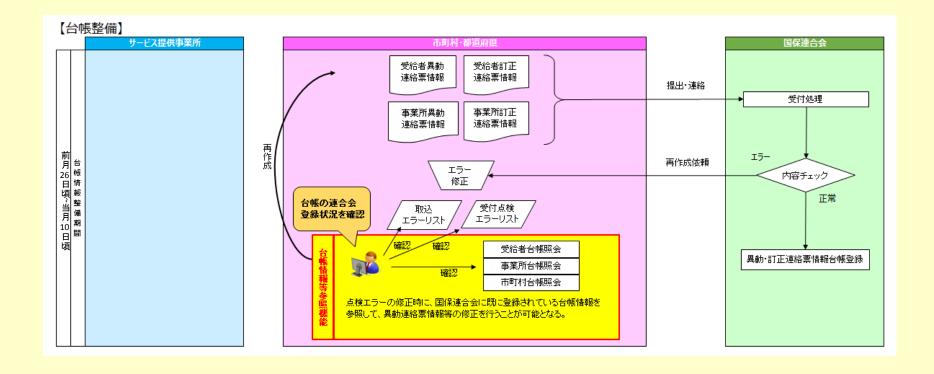


4. (参考)参照機能を使用した業務運用イメージ

4. (参考)参照機能を使用した業務運用イメージ

(1)市町村等における参照機能を使用した業務運用イメージ

○市町村等において、台帳情報等参照機能を使用した場合の運用イメージについて、以下のとおり整理した。



4. (参考)参照機能を使用した業務運用イメージ

